

日作協発 第 418 号  
平成 25 年 12 月 24 日

厚生労働省  
医政局長 原 徳 壽 様  
医事課長 北 澤 潤 様

一般社団法人 日本作業療法士協会  
会 長 中 村 春 基



### 作業療法士の名称の使用等に係る周知について（要望）

2025 年の地域包括ケアシステムに向けて、国一都道府県の一体化した取り組みが求められています。地域が主体となった国民の健康づくりや介護予防等の充実に関し、少子高齢化に伴う課題には早急な対応が必要です。

作業療法士は、介護予防事業や地域支援事業、あるいは大規模災害時の被災者支援事業等において、身体又は精神に障害のない者、障害をもつおそれのある者に対しても、作業療法の知見と技術を活かした生活機能向上支援、環境調整の指導等を行っている実態があり、今後地域包括ケアシステムが整備されていく中でますますそのニーズが高まることが予想されます。

他方、これらの業務は医行為に属するものではないため、作業療法士という名称を用いることに問題がないか、医師の指示を受ける必要がないかについては、現場の作業療法士や他の関係者の間で疑義が生じることがあります。

このような状況に鑑み、介護予防事業や地域支援事業等のさらなる推進に向けて現場の疑義を払拭するためにも、貴省発出の通知文書に下記の事項を明記して周知を図っていただきますよう要望いたします。

### 記

1. 作業療法士が、介護予防事業・地域支援事業等において、身体又は精神に障害のない者及び障害をもつおそれがある者に対する生活機能向上支援・環境調整の指導等、診療の補助に該当しない範囲の地域保健・福祉事業に関する業務を行うことがある。このような業務も作業療法に含まれるものであることから、「作業療法士」という名称を使用することは何ら問題ないこと。
2. また、このような診療の補助に該当しない範囲の地域保健・福祉事業に関する業務を行うときは、医師の指示は不要であること。

以上